

国空予管第445号
平成24年3月23日

地方航空局長 あて

航 空 局 長

競争入札における入札の保証に関する取扱いについて

国土交通省航空局、東京航空局及び大阪航空局が実施する競争入札における入札の保証に関する取扱いについては、「国土交通省航空局競争契約入札者心得について」（平成24年3月23日付け国空予管第443号。以下「入札者心得」という。）第3条において規定されているところであるが、入札の保証を要する場合の取り扱いを下記のとおり定めたので、十分留意の上、実施することとされたい。

なお、「競争入札における入札の保証に関する取扱いについて」（平成22年5月20日付け国空予管第217-3号）は、平成24年3月31日をもって廃止する。

記

1 競争入札における入札の保証

入札者心得第3条に規定するとおり、契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に対し、見積金額の100分の5以上の金額を保証する次の表の左欄に掲げる入札保証のいずれかを求め、入札書の提出期限前に同表の左欄に掲げる入札保証に応じ、同表の右欄に掲げる書類を提出させるものとする。ただし、当分の間、入札者心得第3条第1項の「入札保証金に代わる担保」については、国債（利付国債に限る。以下同じ。）及び契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）第5条第1項第7号に規定する銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証に限るものとし、「銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関」については、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）とする。

入札保証金の納付	保管金領収証書（入札参加者が見積金額の100分の5の金額に相当する金額の金銭を航空局、東京航空局、大阪航空局又は事務所等の保管金取扱店（以下「保管金取扱店」という。）に納付し、保管金取扱店から交付を受けたものをいう。以下同じ。）及び保管金提出書（別記様式1）
入札保証金に代わる担保としての国債の提供	政府担保振替国債提供書（政府担保振替国債取扱規則（平成23年財務省令第15号）第2号書式（入札参加者が見積金額の100分5以上の金額に相当する金額の国債を記載したもの））及び提供しようとする振替国債の名称、記号、利息の支払期並びに償還期限を確認するために必要な資料（提供しようとする振替国債の口座がある銀行・証券会社等で作成されたものをいう。以下「政府担保振替国債提供書確認資料」という。）
銀行等の保証	銀行等が交付する銀行等の保証に係る保証書
入札保証保険契約の締結	保険会社が交付する入札保証保険契約に係る証券

2 入札保証に係る書類の提出時における取扱い

(1) 入札保証金についての取扱い

- ① 契約担当官等は、入札参加者から、競争入札についての保管金領収証書及び保管金提出書（別記様式1）の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認するものとする。
 - イ 保管金領収証書が別添1の保管金領収証書例に従ったものであること。
 - ロ 保管金領収証書及び保管金提出書に記載された保管金の金額が入札保証金の金額と同額であること。
- ② 契約担当官等は、①の確認の後、保管金領収証書及び保管金提出書を歳入歳出外現金出納官吏（分任官及び代理を含む。以下同じ。）に提出するものとする。なお、契約担当官等は、保管金領収証書及び保管金提出書の写しを保管するものとする。
- ③ 歳入歳出外現金出納官吏は、契約担当官等から保管金領収証書及び保管金提出書を受領した場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、保管金受領証書（保管金取扱規程（大正11年大蔵省令第5号）第1号書式）を契約担当官等を経由して入札参加者に交付するものとする。なお、

契約担当官等は、保管金受領証書の写しを保管するものとする。

イ 保管金領収証書が別添 1 の保管金領収証書例に従ったものであること。

ロ 保管金領収証書に記載された保管金の金額が、保管金提出書に記載された保管金の金額と同額であること。

(2) 入札保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

① 契約担当官等は、入札参加者から、競争入札についての政府担保振替国債提供書及び政府担保振替国債提供書確認資料の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

イ 政府担保振替国債提供書に記載された振替国債の名称、記号、利息の支払期並びに償還期限が政府担保振替国債提供書確認資料と同一であること。

ロ 政府担保振替国債提供書に記載された振替国債の総額が入札保証金額と同額であること。

ハ 政府担保振替国債提供書に記載された振替国債が、利付国債であること。

② 契約担当官等は、①の確認の後、政府担保振替国債提供書及び政府担保振替国債提供書確認資料を有価証券取扱主任官（政府保管有価証券取扱規程（大正 11 年大蔵省令第 8 号）第 3 条の取扱主任官をいう。以下同じ。）に提出するものとする。なお、契約担当官等は、政府担保振替国債提供書確認資料の写しを保管するものとする。

③ 有価証券取扱主任官は、契約担当官等から政府担保振替国債提供書及び政府担保振替国債提供書確認資料を受領した場合は、政府担保振替国債提供書に記載の振替国債の名称、記号、利息の支払期並びに償還期限が政府担保振替国債提供書確認資料と同一であることに誤りがないかを確認の上、承認した後、政府担保振替国債提供書を契約担当官等を経由して入札参加者に交付するものとする。なお、契約担当官等は政府担保振替国債提供書の写しを保管するものとする。

④ 有価証券取扱主任官は航空局、東京航空局、大阪航空局又は事務所等の政府担保振替国債保管口座がある日本銀行（本店又は支店をいう。以下「振替国債取引店」という。）から日本銀行政府担保振替国債取扱規則（平成 23 年財務省令第 14 号）第 2 条第 1 項の規定による通知を受けた場合は、政府担保振替国債保管口座において増額の記載又は記録がされたことを確認の上、政府担保振替国債受入済通知書（政府担保振替国債取扱規則第 3 号書式）を契約担当官等を経由して入札参加者に交付するものとする。なお、契約担当官等及び有価証券取扱主任官は政府担保振替国債受入済通知書の写しを保管するものとする。

(3) 銀行等の保証についての取扱い

① 契約担当官等は、入札参加者から、競争入札についての銀行等の保証に係る保証書の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

イ 名宛人が契約担当官等であること。

- ロ 保証人が銀行等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- ハ 保証委託者が入札参加者であること。
- ニ 落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する旨の文言があること。
- ホ 保証債務の内容が、落札者が契約を結ばない場合の損害金の支払いであること。
- へ 保証に係る名称が入札公告等に記載の入札案件名と同一であること。
- ト 保証期間が、書類の提出日から契約担当官等が指定する日（落札者決定の日から7日を経過した日以降の日）までを含むものであること。
- チ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6カ月以上確保されていること。

② 契約担当官等は、保証書を保管するものとする。

(4) 入札保証保険についての取扱い

① 契約担当官等は、入札参加者から、競争入札についての入札保証保険に係る証券の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

イ 被保険者が契約担当官等であること。

ロ 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

ハ 保険契約者が入札参加者であること。

ニ 入札保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保険契約を締結した旨の記載があること。

ホ 契約の内容としての名称が入札公告等に記載の入札案件名と同一であること。

へ 保証期間が、書類の提出日から契約担当官等が指定する日（落札者決定の日から7日を経過した日以降の日）までを含むものであること。

② 契約担当官等は、入札保証保険に係る証券を保管するものとする。

3 落札決定後の取扱い

契約担当官等は、次に定めるところにより、入札参加者に対し、落札決定後、入札保証金を還付するものとする。

ただし、落札者に対しては、契約締結後、入札保証金を還付するものとする。

(1) 入札保証金についての取扱い

① 契約担当官等は、入札参加者に対し、保管金払渡請求書（別記様式2）の提出を求めるものとする。なお、落札者に対しては、当該契約書案の提出と同時に提出させるものとする。

② 契約担当官等は、入札参加者から保管金払渡請求書の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、歳入歳出外現金出納官吏に保管金払渡請求書を提出するものとする。なお、契約担当官等は、

保管金払渡請求書の写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。

イ 保管金払渡請求書に押印された印鑑が保管金提出書に押印されている印鑑と同一であること。

ロ 保管金払渡請求書に記載された保管金の金額が当該入札参加者の入札に係る保管金の金額と同一であること。

- ③ 歳入歳出外現金出納官吏は、契約担当官等から保管金払渡請求書を受領した場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、日本銀行を受取人とする線引き小切手を発行し、保管金払渡請求書に記載された口座に保管金を振込む旨の国庫金振込請求書を国庫金振込明細票とともに保管金取扱店に送付するものとする。

イ 保管金払渡請求書に押印された印鑑が、保管金提出書に押印されている印鑑と同一であること。

ロ 保管金払渡請求書に記載された保管金の金額が、競争入札に係る保管金の金額と同額であること。

(2) 入札保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

- ① 契約担当官等は、入札参加者に対し、政府担保振替国債払渡請求書（政府担保振替国債取扱規則第4号書式）の提出を求めるものとする。なお、落札者に対しては、当該契約書案の提出と同時に提出させるものとする。

- ② 契約担当官等は、入札参加者から政府担保振替国債払渡請求書の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、有価証券取扱主任官に政府担保振替国債払渡請求書を提出するものとする。なお、契約担当官等は、政府担保振替国債払渡請求書の写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。

イ 政府担保振替国債払渡請求書に記載された振替先口座の情報が正確であること。

ロ 政府担保振替国債払渡請求書に記載された振替国債の名称、記号、金額及び政府担保番号が2(2)④の政府担保振替国債受入済通知書と同一であること。

- ③ 有価証券取扱主任官は、契約担当官等から政府担保振替国債払渡請求書を受領した場合は、政府担保振替国債払渡請求書に記載された振替国債の名称、記号、金額及び政府担保番号が2(2)④の政府担保振替国債受入済通知書と同一であることに誤りがないかを確認の上、政府担保番号を示して政府担保振替国債払渡請求書に記載された振替先口座への振替を取引店に申請するものとする。なお、有価証券取扱主任官は、振替国債取引店に申請した政府担保振替国債払渡請求書の写しを保管するものとする。

- ④ 有価証券取扱主任官は、振替国債取引店から日本銀行政府担保振替国債取扱規則第3条第2項の通知を受けた場合は、政府担保振替国債保管口座において減額の記載又は記録がされたことを確認の上、政府担保番号とともに政府担保

振替国債保管口座において減額の記載又は記録がされた旨の通知書（別記様式3（以下「振替国債払渡通知書」という。）を契約担当官等を経由して入札参加者に交付するものとする。この場合、入札参加者に振替国債払渡通知書を受領した旨を政府担保振替国債払渡請求書に記載させ、記名押印させるものとする。なお、有価証券取扱主任官は、振替国債払渡通知書の写しを保管するものとし、契約担当官等は、振替国債払渡通知書及び政府担保振替国債払渡請求書の写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。

（3）銀行等の保証についての取扱い

契約担当官等は、銀行等が保証した場合にあっては、銀行等の保証書（保証金額の変更契約書（以下「保証変更契約書」という。）がある場合は、保証変更契約書を含む。）を入札参加者を通して銀行等に返還するものとする。なお、契約担当官等は、銀行等の保証書を入札参加者に交付する際には、入札参加者から保証書を受領した旨の受領書（別記様式4）を提出させ、受領書及び保証書の写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。

（4）入札保証保険についての取扱い

契約担当官等は、入札保証保険に係る証券（異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）を落札者決定後（落札者に係る証券については契約締結後）においても、そのまま入札書と一緒に綴っておくものとする。

4 保証期間不足時の取扱い

契約担当官等は、契約を締結する見込みの期日（以下「契約締結見込日」という。）の延長を行おうとすることにより、変更後の契約締結見込日が保証期間を超えることとなる場合は、入札参加者に対して、保証期間に変更後の契約締結見込日が含まれるように延長変更する旨を記載した銀行等が交付する保証変更契約書を提出することを求めるものとする。なお、入札保証保険の場合にあっては、保険期間は落札者が契約を締結されるまで、また、落札者以外の者については落札者決定後まで存続するので、変更手続きを行わなくて差し支えない。

（1）契約担当官等は、入札参加者から保証変更契約書の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

- イ 名宛人が契約担当官等であること。
- ロ 保証人が、保証書に記載された銀行等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- ハ 保証期間を変更する旨の記載があること。
- ニ 保証に係る名称が、入札公告等に記載の入札案件名と同一であること。
- ホ 変更後の保証期間に保証変更契約書の提出日から新たな契約締結見込日までが含まれていること。
- ヘ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6カ月以上確保されていること。

(2) 契約担当官等は、保証変更契約書を入札書と一緒に綴っておくものとする。

5 落札者が契約を結ばない時の取扱い

(1) 入札保証金についての取扱い

- ① 契約担当官等は、落札者が契約を結ばない場合は、歳入歳出外現金出納官吏に入札保証金に係る保管金を歳入へ納入する旨を記載した依頼書(別記様式5)を提出するものとする。なお、契約担当官等は、依頼書の写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。
- ② 歳入歳出外現金出納官吏は、契約担当官等から依頼書を受領した場合は、航空局、東京航空局、大阪航空局又は事務所等を振替先とする国庫金振替書を発し、国庫金振替書の支払科目に「保管金」と記入し、受入科目に歳入年度、所管(主管)及び会計名を記載し、表面余白に「徴収決定済」の印を押し、保管金取扱店に送付するものとする。

(2) 入札保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

- ① 契約担当官等は、落札者が契約を結ばない場合は、有価証券取扱主任官に入札保証金に代わる振替国債が国庫へ帰属した旨を記載した通知書(別記様式6)を提出するものとする。なお、契約担当官等は、通知書の写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。
- ② 有価証券取扱主任官は、契約担当官等から通知書を受領した場合は、保管金取扱規程(大正11年大蔵省令第5号)第16条及び政府保管有価証券取扱規程(大正11年大蔵省令第8号)第20条第1項の規定により、主務官庁である国土交通省大臣官房会計課長に報告しなければならない。また、有価証券取扱主任官は、通知書に政府担保番号を示して政府担保振替国債所有口座への振替を振替国債取引店に申請するものとする。なお、有価証券取扱主任官は、振替国債取引店に申請した通知書の写しを保管するものとする。

(3) 銀行等の保証についての取扱い

- ① 契約担当官等は、落札者が契約を結ばない場合は、請求金額の欄に保証金額を記載した保証金請求書(別記様式7)を銀行等に提出し、歳入徴収官(分任官及び代理を含む。以下同じ。)に債権発生のお知らせを行うものとする。なお、契約担当官等は、保証金請求書及び債権発生のお知らせの写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。
- ② 歳入徴収官は、契約担当官等から債権発生のお知らせを受領した場合は、調査確認を行い、銀行等あて納入告知書を送付するものとする。

(4) 入札保証保険についての取扱い

- ① 契約担当官等は、落札者が契約を結ばない場合は、請求金額の欄に保険金額を記載した保険金請求書(別記様式7)及び入札保証保険に係る証券を保険会社に提出し、歳入徴収官に債権発生のお知らせを行うものとする。なお、契約担当官等は、保険金請求書及び債権発生のお知らせの写しを入札書と一緒に綴っておく

ものとする。

- ② 歳入徴収官は、契約担当官等から債権発生のお知らせを受領した場合は、調査確認を行い、保険会社あて納入告知書を送付するものとする。

6 入札保証金に不備があるときの取扱い

入札保証金の未納付等又は書類に不備があるものとして別表各項に掲げる内容に該当する場合は、入札者心得第6条第11号に該当する無効の入札として取り扱うものとする。

ただし、別表の3(1)又は(2)に該当するものであって軽微な誤記である場合には、入札者心得第6条第11号の規定にかかわらず、注意を行った上で無効としないことができる。

なお、入札説明書に「入札保証金の納付等又はそれに係る書類が、別表各号に掲げる場合に該当するものについては、入札者心得第6条第11号に該当する入札として、原則として当該入札保証金を納付した入札参加者の入札を無効とする。」旨及び別表を記載するものとする。

7 入札公告等への説明事項

入札公告は別添2の入札公告記載例、入札説明書は別添3の入札説明書記載例により、入札の保証についての説明事項を記載するものとする。

8 入札保証の取扱い

入札保証金の納付等に係る書類については、落札者の決定まで、秘密の保持に十分留意すること。

附 則 (平成24年3月23日 国空予管第445号)

- 1 この通知は、平成24年4月1日以降に入札手続を開始するものから適用する。

別記様式1
(A4)

番 号	平成	年度	第	号
-----	----	----	---	---

平成 年 月 日

保管金提出書

歳入歳出外現金出納官吏
官 職 氏 名 殿

住 所
氏 名

印 鑑

(提出の事由)

上記事由により、下記の金額を保管金として提出します。

金 _____

工 事 名 _____
(業 務 名)

【注】保管金の払渡し時に、印鑑照合を行うので、印影を鮮明にすること。

別記様式2
(A4)

平成 年 月 日

保管金払渡請求書

歳入歳出外現金出納官吏
官 職 氏 名 殿

住 所
氏 名

印 鑑

(払渡の事由)

上記事由により、下記保管金を下記振込先に振込んでください

金 _____

保管金提出書の 平成 年 月 日
日付及び番号 平成 年度 第 号

振 込 先

_____ 銀 行 _____ 支 店

口 座 1. 普 通 2. 総 合 3. 当 座

名 義 _____

支店番号 口座番号
_____ — _____

別記様式3

(A4)

平成 年 月 日

(入札参加者 住所 氏名) 殿

有価証券取扱主任官

官 職 氏 名 (印)

入札保証金に代わる振替国債の払渡しについて (通知)

政府担保振替国債払渡請求書において請求のあった下記振替国債について、政府担保振替国債保管口座において減額の記載又は記録がされましたので、政府担保振替国債取扱規則第4条第3項に基づき通知します。

記

合計金額	百 十	億 千 百	十 万 千	百 十 円
------	-----	-------	-------	-------

名 称					回記号		
金 額	百 十	億 千 百	十 万 千	百 十 円	償還期限	年 月 日	
					利息支払期	月 日	年 回
所有者の住所氏名							
備 考							
政府担保番号							

名 称					回記号		
金 額	百 十	億 千 百	十 万 千	百 十 円	償還期限	年 月 日	
					利息支払期	月 日	年 回
所有者の住所氏名							
備 考							
政府担保番号							

別記様式4
(A4)

平成 年 月 日

保証書に係る受領書

契約担当官等
官 職 氏 名 殿

住 所
氏 名 (印)

貴職より保証書(変更契約書がある場合には変更契約書を含む。)を受領したので、銀行等に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

別記様式5

(A4)

平成 年 月 日

歳入歳出外現金出納官吏

官 職 氏 名 殿

契約担当官等

官 職 氏 名

入札保証金に係る保管金の歳入の納入について（依頼）

会計法第29条の4の規定により納付された下記保管金について、当該入札に係る契約が結ばれなかったため、同法第29条の7の規定により国庫に帰属したため、歳入の納入を取り計らわれない。

記

提出書番号 (当初)	平成 年度 第 号	種 目	入札保証金
提出年月日 (当初)	平成 年 月 日	保管金の 金 額	円
提出者氏名			

別記様式6

(A4)

平成 年 月 日

有価証券取扱主任官
官 職 氏 名 殿

契約担当官等
官 職 氏 名

入札保証金に代わる振替国債の国庫帰属について（通知）

会計法第29条の4の規定により納付された下記振替国債について、当該入札に係る契約が結ばれなかったため、同法第29条の7の規定により国庫に帰属したことを通知します。

記

合計金額	百 十	億 千 百	十 万 千	百 十 円
------	-----	-------	-------	-------

名 称					回記号		
金 額	百 十	億 千 百	十 万 千	百 十 円	償還期限	年	月 日
					利息支払期	月 日	年 回
所有者の住所氏名							
備 考							
政府担保番号							

名 称					回記号		
金 額	百 十	億 千 百	十 万 千	百 十 円	償還期限	年	月 日
					利息支払期	月 日	年 回
所有者の住所氏名							
備 考							
政府担保番号							

別記様式7

(A4)

平成 年 月 日

保証金（保険金）請求書

（銀行等又は保険会社等名） 御中

住 所

氏 名 契約担当官等

官 職 氏 名 （印）

落札者〇〇〇と締結した工事請負契約（工事名〇〇〇）の締結に至りませんでしたので、下記金額の支払いを請求します。なお、支払方法については、別途、歳入徴収官より、納入告知書を送付するので、それに従ってください。

記

請 求 金 額 _____ 円

証券番号 _____

[注]・証券番号については、証券番号がある場合のみ記載する。

・設計業務等契約の場合にあっては、必要な箇所を取り繕って作成する。

別添1 保管金領収証書例

保管金領収証書

(A6)

第 号

保	管	金
---	---	---

金 額	¥	
-----	---	--

上記の金額を領収しました。

平成「何」年「何」月「何」日

日本銀行「何」店 [印]

歳入歳出外現金出納官吏
官 職 氏 名 殿

別添2 入札公告記載例

(○) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代わる担保とすることができる。

また、入札保証保険契約を締結した場合は、入札保証金の納付を免除する。
なお、詳細は入札説明書を参照すること。

イ 提出期間：平成○○年○○月○○日（○）から平成○○年○○月○○日（○）

【※競争参加資格の確認の通知を行った日の翌日から入札書の提出期限の日まで】

（利付国債の提供の場合は平成○○年○○月○○日（○））まで

【※入札書の提出期限の日までに振替手続が完了するのを考慮した期日の日まで】

但し、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）
第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く10時00分から
17時00分までの間。

ロ 提出場所：〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○-○-○

○○航空局○○課○○係

電話○○○○-○○-○○○○

- ハ 提出方法：書類の提出は、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送する
（書留郵便と同等のものに限る。）ことにより行うものとする。
ただし、提出の期限の日までに必着とする。

別添3 入札説明書記載例

○ 入札の保証について

(1) 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代わる担保とすることができる。

また、入札保証保険契約を締結した場合は、入札保証金の納付を免除する。

(2) 入札参加者は、以下の①から④までのいずれかの書類を提出しなければならない。

① 入札保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

イ 入札保証金に係る保管金として〇〇航空局の保管金取扱店に入札に係る見積金額の100分の5以上に相当する金額の金銭を納付し、保管金取扱店から交付を受けた保管金領収証書及び保管金提出書を提出すること。

ロ 保管金領収証書の宛名の欄には、「（歳入歳出外現金出納官吏 〇〇航空局〇〇係長 〇〇 〇〇）」と記載するように申し込むこと。

ハ 落札者が契約を結ばないときは、保管金は、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の7の規定により国庫に帰属する。

ニ 入札参加者は、落札者決定後、保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。なお、落札者は、工事請負契約書案の提出とともに提出すること。

② 入札保証金に代わる担保としての振替国債（利付国債に限る。）に係る政府担保振替国債提供書及び政府担保振替国債提供書確認資料

イ 入札保証金に代わる担保として入札に係る見積金額の100分の5以上に相当する金額の利付国債に係る政府担保振替国債提供書及び提供しようとする振替国債の口座がある銀行・証券会社等により作成された振替国債の名称、記号、利息の支払期並びに償還期限を確認するために必要な資料を提出すること。

ロ 政府担保振替国債提供書の宛名の欄には、「（取扱主任官 〇〇航空局〇〇係長 〇〇 〇〇）」と記載するように申し込むこと。

ハ 落札者が契約を結ばないときは、振替国債は、会計法第29条の7の規定により国庫に帰属する。

ニ 入札参加者は、落札者決定後、政府担保振替国債払渡請求書を提出すること。なお、落札者は、工事請負契約書案の提出とともに提出すること。

ホ 利付国債の提供による場合は、担保の提供が完了するまでに振替手続き等相応の日数を要するため、予め取引先の銀行・証券会社等に相談のうえ、期限から十分余裕を持って手続きをすること。

③ 落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払を保証する銀行等の保証に係る保証書

イ 落札者が契約を結ばないことによる損害金として入札に係る見積金額の100分の5以上に相当する金額を出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)が支払を保証する保証書を提出すること。

ロ 保証書の宛名の欄には、「(支出負担行為担当官 ○○航空局長 ○○ ○○)」と記載するように申し込むこと。

ハ 保証債務の内容は落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いであること。

ニ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ホ 保証金額は、見積金額の100分の5の金額以上とすること。

ヘ 保証期間は、書類の提出日から契約担当官等が指定する日(落札者決定の日から7日を経過した日以降の日)までを含むものとする。

ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。

チ 落札者が契約を結ばないときは、銀行等から支払われた保証金は、会計法第29条の7の規定により国庫に帰属する。

リ 入札参加者は、落札者決定後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。ただし、落札者については、工事請負契約書案提出後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

ヌ 保証期間の不足により保証期間を変更する場合の取扱いについては契約担当官等の指示に従うこと。

④ 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する入札保証保険契約に係る証券

イ 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補するため、入札に係る見積金額の100分の5以上に相当する金額を保険会社が保険金として支払うことを約する入札保証保険に係る証券を提出すること。

ロ 入札保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ハ 保険証券の宛名の欄には、「(支出負担行為担当官 ○○航空局長 ○○ ○○)」と記載するように申し込むこと。

ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ホ 保険金額は、見積金額の100分の5の金額以上とすること。

ヘ 保険期間は、書類の提出日から契約担当官等が指定する日（落札者決定の日から7日を経過した日以降の日）までを含むものとする。

ト 落札者が契約を結ばないときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の7の規定により国庫に帰属する。

(3) 提出の方法

① 提出期間：平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）から平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）

【※競争参加資格の確認の通知を行った日の翌日から入札書の提出期限の日まで】

（利付国債の提供の場合は平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇））まで

【※競争参加資格の確認の通知を行った日の翌日から入札書の提出期限の日までに振替手続きが完了するのを考慮した期日】

但し、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く10時00分から17時00分までの間。

② 提出場所：〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

〇〇航空局〇〇課〇〇係

電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

③ 提出方法：書類の提出は、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送する（書留郵便と同等のものに限る。）ことにより行うものとする。ただし、提出の期限の日までに必着とする。

④ その他：入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(4) 以下のいずれかに該当する場合は、入札に関する条件に違反したものとして、入札参加者のした入札を無効とする場合がある。

① 提出の期限の日までに入札保証金が未納付であると認められる場合（未納付であると同視できる場合を含む。）

② 入札保証金の納付等に係る書類を提出しない者

③ 入札保証金の納付等に係る書類に記載漏れや誤記といった不備がある場合（ただし、発注者名、入札件名といった軽微な誤記である場合を除く。）

④ 入札保証金の金額等が入札金額（税込み）の100分の5に満たない者

〈別表〉

1 未納付であると認められる場合（未納付であると同視できる場合を含む。）	(1)	入札保証金の全部又は一部が納付されていない場合
	(2)	他の工事の入札保証金である場合
	(3)	入札保証金が特定できない場合
2 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1)	入札保証金の記載が全くない場合
	(2)	押印が欠けている場合
	(3)	様式を満たしていない場合
	(4)	白紙である場合
3 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	入札案件名に誤りがある場合
	(3)	納付業者名に誤りがある場合
4 その他未納付又は書類に不備がある場合		